

○山梨県警察移動交番実施要領

平成19年3月28日
通達（地企）第125号

第1 目的

この要領は、移動交番の適切かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 移動交番

- 1 移動交番とは、移動交番車を本拠として次に掲げる地域の主要地点に一定時間停留し、通常、交番（駐在所）における業務に準ずる活動を行うことをいう。
 - (1) 住宅団地、工業団地及び新興住宅地域
 - (2) 観光地及び祭礼等で人出の予想される地域
 - (3) 交番（駐在所）から遠隔の地域
 - (4) 事件・事故の多発地域
 - (5) その他必要と認められる地域
- 2 移動交番車とは、1に定める活動を行う移動交番専用車並びに移動交番の用に供する交通検問車及び警ら用無線自動車をいう。

第3 業務

移動交番は次の業務を行うものとする。

- (1) 拾得届、遺失届その他の諸願届の受理
- (2) 警察安全相談
- (3) 防犯及び各種事故防止の指導又は広報
- (4) 地理案内
- (5) 見張及び警戒
- (6) その他日常、交番（駐在所）において取扱う業務

第4 運用の方法

移動交番としての運用方法は、第2及び第3の定めに準じて各警察署で運用するものとする。

第5 実施責任者

移動交番実施責任者は、警察署地域課(係)長又は交番所長とする。

第6 実施要領

- 1 移動交番の勤務員は、地域幹部及び所管区員とし、必要により警ら用無線自動車勤務員又は専務員が当たるものとする。
- 2 移動交番開設時には「移動交番開設中」の立看板等を掲出するものとする。

第7 実施上の留意事項

移動交番の勤務員は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 服装、言語、態度等に注意し、親切かつ丁寧な市民応接に努め、良好な公衆関係の保持に努めること。
- (2) その場で処理することが困難な事案は、担当係に連絡して迅速に処理すること。
- (3) 移動交番開設中は、常に無線機を開局しておき、その活用を図ること。

第8 移動交番車の活用

移動交番専用車は、移動交番として運用するほか次の業務に活用するものとする。

- (1) 災害及び雑踏警備実施時における警備本部
- (2) 緊急配備、交通検問等における臨時検問所
- (3) 犯罪現場等における現場指揮連絡所
- (4) 特に必要と認めた場合の、負傷者、急患等の搬出
- (5) その他特命事項

第9 実施年月日

この要領は、平成19年4月1日から実施する。